

羽曳野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との連携に関する協定書

羽曳野市と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部（以下「四天王寺大学」という。）は、相互の発展のため連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、羽曳野市と四天王寺大学が包括的な連携のもと、多様な分野で連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1） 地域文化の振興に関すること
- （2） 地域産業・観光の振興に関すること
- （3） 教育および人材育成に関すること
- （4） 生涯学習に関すること
- （5） まちづくりに関すること
- （6） 学術研究に関すること
- （7） 健康・福祉に関すること
- （8） その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること

（協議事項）

第3条 両者は、協定に基づく連携・協力の具体的内容および成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の6ヶ月前までに両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（実施の細目）

第5条 本協定に定めのない事項、または、本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月20日

羽曳野市
市長

北川 司雄 

四天王寺大学
四天王寺大学短期大学部
学長

西岡 祖秀 